

堺労働基準監督署発表
令和6年9月27日（金）

堺労働基準監督署
電話 072-340-3829

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

（足場に墜落防止措置を設けなかった疑い）

令和6年9月27日、堺労働基準監督署（署長 井手奈津美）は、下記のとおり清水建設株式会社ほか5名を労働安全衛生法違反の疑いで大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1. 被疑者

(1) 清水建設株式会社及び同社の工事主任A

本社所在地 東京都中央区京橋
事業内容 総合建設業

(2) 平井サッシ工業株式会社及び同社の職長B

本社所在地 大阪府東大阪市森河内東
事業内容 鋼製、木製建具の設計、施工、販売ほか

(3) 有限会社^{けんこう}建工及び同社の職長C

本社所在地 兵庫県尼崎市神崎町
事業内容 建具工事業ほか

2. 事件の概要

令和5年6月24日、大阪府堺市西区築港新町の工場新築工事現場において、工事主任A及び職長Bは、工場内部壁面の高さ6メートルの位置に設置されたつり足場において、労働者に窓サッシ取付工事を行わせる際に、同つり足場に手すりの中棧を設置しなかった疑い。また同日、職長Cはこのつり足場の点検を怠った疑い。

3. 違反条文（別紙参照）

(1) 清水建設株式会社

労働安全衛生法違反

同法第 31 条第 1 項

労働安全衛生規則第 655 条第 1 項第 3 号

同法第 119 条第 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

(2) 平井サッシ工業株式会社

労働安全衛生法違反

同法第 20 条第 1 号

労働安全衛生規則第 563 条第 1 項第 3 号ロ

同規則第 568 条

同法第 27 条第 1 項

同法第 119 条第 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

(3) 有限会社建工

労働安全衛生法違反

同法第 20 条第 1 号

労働安全衛生規則第 568 条

同法第 27 条第 1 項

同法第 119 条第 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

4. 補足

つり足場に手すり等及び中棧等を設置しなかった結果、令和 5 年 6 月 24 日に、窓サッシの取り付け工事をしていた労働者 1 名が墜落する事故が発生した。

●労働安全衛生法（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 （略）
- 三 （略）

（労働者の遵守事項）

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 （略）

（注文者の講ずべき措置）

第三十一条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事为数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 （略）

（罰則）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第一百五條又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)

(罰則)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百七條、第一百九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

●労働安全衛生規則（抄）

(作業床)

第五百六十三条 事業者は、足場（一側足場を除く。第三号において同じ。）における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

- 一 (略)
- 二 (略)

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。)を設けること。

イ (略)

ロ わく組足場以外の足場 手すり等及び中
 棧等

四 (略)

五 (略)

六 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(つり足場の点検)

第五百六十八条 事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、前条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第九号に掲げる事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

(足場についての措置)

第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 (略)

三 前二号に定めるもののほか、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第十章第二節(第五百五十九条から第五百六十一条まで、第五百六十二条第二項、第五百六十三条、

第五百六十九条から第五百七十二條まで及び第五百七十四條に限る。)に規定する足場の基準に適合するものとする事。

2 (略)